

# 転出届

## 青森市から市外へ引っ越しされる方へ

# 手続チェックシート

支所等

は、各支所・各情報コーナーでも手続ができます。

住所異動	No	異動者	チェック	職員 総合窓口 使用欄	手続	必要なもの	よる 代 理 人 手 続 に し ま し た	く た さ い お 手 続 し て 後 日	青森地区の 担当課 (お問い合わせ先)	浪岡地区の 担当課 (お問い合わせ先)
	1	日本人の方				転出届  新しい住所地に引っ越しする前または転出後14日以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>○届出人の本人確認書類（運転免許証、パスポート、マイナンバーカード、住民基本台帳カード等）</li> <li>○マイナンバーカードまたは住民基本台帳カード（お持ちの方） ※特例転出の手続をします。数字4桁の暗証番号が必要です。 ※転出後14日を過ぎて転出届を出した場合、カードが失効しますのでご注意ください。</li> <li>○委任状(代理の方が届出する場合) ※転出前に同一世帯の方が届出をする場合は不要です。</li> </ul>	可		駅前庁舎(1階) 市民課 ③番窓口 (住民情報チーム) ☎017-734-5241 支所等
2	外国人の方					<ul style="list-style-type: none"> <li>○届出人の本人確認書類（在留カード、特別永住者証明書、運転免許証等）</li> <li>○マイナンバーカードまたは住民基本台帳カード（お持ちの方） ※特例転出の手続をします。数字4桁の暗証番号が必要です。 ※転出後14日を過ぎて転出届を出した場合、カードが失効しますのでご注意ください。</li> <li>○委任状(代理の方が届出する場合) ※転出前に同一世帯の方が届出をする場合は不要です。</li> </ul>	可		駅前庁舎(1階) 市民課 ③番窓口 (住民情報チーム) ☎017-734-5241	

～以下は、転出に伴って必要となる手続です～

- ・★マークの手続は、住民異動届と合わせて、駅前庁舎市民課で手続ができます。なお、手続の内容によっては、担当課をご案内する場合がありますのでご了承ください。
- ・「代理人による手続」欄に「可」の記載がある手続は、代理人による手続が可能ですが、その際に必要となるものは手続により異なりますので、担当課へお問い合わせください。

支所等 は、各支所・各情報コーナーでも手続ができます。

No	あてはまる方はいますか?	チェック	職 員 使 用 欄  総合窓口	手続	本人による手続の際に必要なもの (代理人による手続の際には担当課へお問い合わせください。)	よ 代 理 人 手 続 に	し ま 完 了 し た	く だ さ い て	お 手 続 後 日	青森地区の 担当課 (お問い合わせ先)	浪岡地区の 担当課 (お問い合わせ先)	
												可
マイ ン バ ー カ ー ド 等	3	マイナンバーカードをお持ちの方		説明	新住所地の市区町村でマイナンバーカードを提示し、転入、継続利用の手続をしてください。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">                     転出予定日から30日以内、または新しい住所に住み始めた日から14日以内のいずれか早い日までに転入の届出をしない場合、マイナンバーカードが失効します。この場合、マイナンバーカードで転出の手続をした方は、青森市役所で転出証明書に準ずる証明書等の交付申請が必要となります。また、転入の届出後90日以内に継続利用の手続をしない場合や継続利用の手続をしないまま他市区町村へ転出した場合もマイナンバーカードが失効します。マイナンバーカードが失効した場合で、必要な方は新住所地の市区町村でマイナンバーカードの再交付申請（手数料：カード800円、電子証明書200円）をしてください。                 </div>							
	4	マイナンバーカードで署名用電子証明書を利用している方 (e-Tax等を利用する方)		説明	新住所地の市区町村で発行の手続をしてください。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">                     住所変更により署名用電子証明書が失効するため、必要な方は、マイナンバーカードおよび暗証番号(6～16桁の英数字)を用意し、新住所地の市区町村に申請してください。                 </div>							
	5	マイナンバーカードを申請中の方		説明	交付が可能な場合がありますので、受付担当にご確認ください。なお、青森市で交付されなかった場合は、転出の届出により申請が取消しとなりますので、新住所地の市区町村にお問い合わせください。							
	6	マイナンバーの通知カードをお持ちの方		不要	令和2年5月25日以降、通知カードの記載変更は行っていませんので、新住所地でも提出は不要です。					駅前庁舎(1階) 市民課 ④番窓口 (住民情報チーム) ☎017-734-5241	浪岡庁舎(1階) 市民課 ①番窓口 (総合窓口チーム) ☎0172-62-1128	
	7	住民基本台帳カードをお持ちの方		説明	新住所地の市区町村で住民基本台帳カードを提示し、転入、継続利用の手続をしてください。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">                     転出予定日から30日以内、または新しい住所に住み始めた日から14日以内のいずれか早い日までに転入の届出をしない場合、住民基本台帳カードが失効します。この場合、住民基本台帳カードで転出の手続をした方は、青森市役所で転出証明書に準ずる証明書等の交付申請が必要となります。また、転入の届出後90日以内に継続利用の手続をしない場合や継続利用の手続をしないまま他市区町村へ転出した場合も住民基本台帳カードが失効します。住民基本台帳カードが失効した場合で、必要な方は新住所地の市区町村でマイナンバーカードの交付申請をしてください。                 </div>							
	8	住民基本台帳カードで電子証明書を利用している方 (e-Tax等を利用する方)		説明	新住所地の市区町村でマイナンバーカード(電子証明書を含む)の交付申請手続をしてください。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">                     住所変更により電子証明書が失効するため、電子証明書の新規発行が必要な方はマイナンバーカードの取得が必要となります。詳しくは新住所地の市区町村にお問い合わせください。                 </div>							
	9	★ 国外へ転出する方		修正	マイナンバーカードまたは住民基本台帳カードの返納 (個人番号カード返納届) (住民基本台帳カード返納届)	○マイナンバーカードまたは 住民基本台帳カード	可					
	支所等											

支所等、各支所・各情報コーナーでも手続きができます。

No	あてはまる方はいますか?		チェック	職 員 使 用 欄	手続	本人による手続の際に必要なもの (代理人による手続の際は担当課へお問い合わせください。)	よ 代 理 人 に 続 け ま し た	お 手 続 し た 後 日	青森地区の 担当課 (お問い合わせ先)	浪岡地区の 担当課 (お問い合わせ先)
	印鑑登録	国民健康保険	説明	待機依頼						
10	★ 印鑑登録をしている方			説明	<p>あおもり市民カード(印鑑登録証)の返納</p> <p>やむを得ず窓口に来られない場合は、ご自身で破棄してください。</p> <p>印鑑登録を希望する場合は、新住所地の市区町村で新たな印鑑登録の手続が必要です。</p>	○あおもり市民カード(印鑑登録証)	可		<p>駅前庁舎(1階) 市民課 ⑤番窓口 (住民情報チーム) ☎017-734-5241</p> <p>支所等</p>	<p>浪岡庁舎(1階) 市民課 ①番窓口 (総合窓口チーム) ☎0172-62-1128</p>
11		転出先が施設または病院	当日受付は転記	38 待機依頼	<p>住所地特例手続 (国民健康保険資格異動届)</p> <p>届出日から14日以内</p>	<p>○転出する方の国民健康保険被保険者証</p> <p>○世帯主および転出する方のマイナンバーがわかるもの(持参している場合) ※詳細は11ページ参照</p> <p>※駅前庁舎市民課または浪岡庁舎市民課で転出の届出をした場合は、住民異動届のコピーをお渡ししますので、上記のものとあわせて担当課へお持ちください。</p>	可		<p>駅前庁舎(1階) 国保医療年金課 ⑨番窓口 (国保資格チーム) ☎017-734-5493</p>	
12	国民健康保険に加入している方または国保加入者がいる世帯の世帯主の方	修学のため転出する	当日受付は転記	39 待機依頼	<p>修学中の特例申請 (国民健康保険マル学申請書)</p> <p>届出日から14日以内</p>	<p>○転出する方の国民健康保険被保険者証</p> <p>○在学証明書または学生証の表・裏のコピー(すぐに入手出来ないときは、入学許可証をお持ちください。)</p> <p>○世帯主および転出する方のマイナンバーがわかるものと届出人の本人確認書類(持参している場合) ※詳細は11ページ参照</p> <p>※駅前庁舎市民課または浪岡庁舎市民課で転出の届出をした場合は、住民異動届のコピーをお渡ししますので、上記のものとあわせて担当課へお持ちください。</p>	可			<p>浪岡庁舎(1階) 健康福祉課 ②-2番窓口 (国保年金チーム) ☎0172-62-1153</p>
13		世帯主が転出し、残る世帯に国保加入者がいる	当日受付は転記	40 待機依頼	<p>世帯主変更手続 (国民健康保険資格異動届)</p> <p>届出日から14日以内</p>	<p>○転出する方の国民健康保険被保険者証</p> <p>○残る世帯の国保加入者全員分の国民健康保険被保険者証</p> <p>○限度額認定証(お持ちの場合)</p> <p>○特定疾病医療受療証(お持ちの場合)</p> <p>○世帯主および転出する方のマイナンバーがわかるもの(持参している場合) ※詳細は11ページ参照</p> <p>※駅前庁舎市民課または浪岡庁舎市民課で転出の届出をした場合は、住民異動届のコピーをお渡ししますので、上記のものとあわせて担当課へお持ちください。</p>	可		<p>駅前庁舎(1階) 国保医療年金課 ⑨番窓口 (国保資格チーム) ☎017-734-5493</p> <p>支所等</p>	

支所等 は、各支所・各情報コーナーでも手続きができます。

No	あてはまる方はいますか？		チェック	職員 総合窓口 使用欄		手続	本人による手続の際に必要なもの (代理人による手続の際は担当課へお問い合わせください。)	よ 代 理 手 続 に 関 連 し た	し ま し た	く だ さ い て	後 日 の 手 続 に 関 連 し た	青森地区の 担当課 (お問い合わせ先)	浪岡地区の 担当課 (お問い合わせ先)
	★ 世帯全員の転出(残る 世帯に国保加入者が いない)または世帯主 以外の世帯員のみ の転出	★ 転出日前日 までの保険証 の利用を希望 する		★ 被保険者証 を紛失した	★ 転出日前日 までの認定証 の利用を希望する								
14			当日受付は転記	41	回収・ 待機依 頼	被保険者証の返還 (国民健康保険資格異動 届)  届出日から14日以内	○転出する方の国民健康保険被保険者証 ※いずれも、郵送での返還が可能です。持参していない 場合は、後日担当課へ郵送してください。 ○世帯主および転出する方のマイナンバーがわかるもの (持参している場合) ※詳細は11ページ参照	可				駅前庁舎(1階) 国保医療年金課 ⑨番窓口 (国保資格チーム) ☎017-734-5493	
15	国民健康 保険に加入 している方 または 国保加入 者がいる 世帯の世 帯主の方		当日受付は 転記	42 ①	待預 機か 依 頼・	被保険者証の修正 (国民健康保険資格異動 届)		可				支所等	
16			当日受付は 転記	42 ②	待機 申 依 頼	被保険者証の紛失手続 (紛失届)	後日、郵送で税額変更通知書をお送りします。詳しくは担当課 へお問い合わせください。	可					
17		国外へ転出する	当日受付は 転記	43	待機 依 頼	国民健康保険税の清算 および 被保険者証等の修正	○転出する方の国民健康保険被保険者証 ○限度額適用認定証または限度額適用・標準負担額減額 認定証(お持ちの場合) ○青森市妊産婦十割給付医療証(お持ちの場合) ○特定疾病療養受療証(お持ちの場合)  ※駅前庁舎市民課または浪岡庁舎市民課で転出の届出を した場合は、住民異動届のコピーをお渡ししますの で、担当課へお持ちください。	可				駅前庁舎(1階) 国保医療年金課 ⑧番窓口 (国保税チーム) ☎017-734-5340	浪岡庁舎(1階) 健康福祉課 ②-2番窓口 (国保年金チーム) ☎0172-62-1153
18		★ 限度額適用認定証 または限度額適用・標準負担額 減額認定証をお持ちの方	当日受付は 転記	44	回収	認定証の返還	○限度額適用認定証または限度額適用・標準負担額減額認 定証	可					
19		★ 転出日前日までの認 定証の利用を希望する	当日受付は 転記	45	待預 機か 依 頼・	認定証の修正		可					
20		★ 妊産婦十割給付医療証をお持ち の方	当日受付は 転記	46	回収	医療証の返還		可				駅前庁舎(1階) 国保医療年金課 ⑫番窓口 (国保給付チーム) ☎017-734-5343	
21		★ 転出日前日までの医 療証の利用を希望する	当日受付は 転記	47	待預 機か 依 頼・	医療証の修正	○青森市妊産婦十割給付医療証	可					
22		★ 特定疾病療養受療証をお持ちの 方	当日受付は 転記	48	回収	受療証の返還		可					
23		★ 転出日前日まで受療 証の利用を希望する	当日受付 は転記	49	待預 機か 依 頼・	受療証の修正	○特定疾病療養受療証	可					

支所等

は、各支所・各情報コーナーでも手続きができます。

No	あてはまる方はいますか？	チェック	職員 総合窓口 使用欄	手続	本人による手続の際に必要なもの (代理人による手続の際には担当課へお問い合わせください。)	よ 代 理 人 手 続 に よ り し ま し た お 手 続 し て く だ さ い	青森地区の 担当課 (お問い合わせ先)	浪岡地区の 担当課 (お問い合わせ先)
後期高齢者医療制度	★ 県内で転出する	当日受付は 転記	50	回収	被保険者証の返還 ○後期高齢者医療被保険者証 後日、郵送で保険料変更通知書をお送りします。詳しくは担当課へお問い合わせください。	可		
	後期高齢者医療制度に加入している方 転出する方が世帯主で残る世帯に国保加入者がいる	当日受付は 転記	51	待機依頼	世帯主変更手続 (国民健康保険資格異動届) 届出日から14日以内 ○残る世帯の国保加入者全員分の国民健康保険被保険者証 ○限度額認定証(お持ちの場合) ○特定疾病医療受療証(お持ちの場合) ○マイナンバーのわかるもの(持参している場合) ※詳細は11ページ参照 ※駅前庁舎市民課または浪岡庁舎市民課で転出の届出をした場合は、住民異動届のコピーをお渡しますので、上記のものとおわせて担当課へお持ちください。	可	駅前庁舎(1階) 国保医療年金課 ⑨番窓口 (国保資格チーム) ☎017-734-5493	
	県外へ転出する	当日受付は 転記	52 ①	待機依頼	負担区分等証明書の交付申請 ○後期高齢者医療被保険者証(持参している場合) ○加入者本人の認印(持参している場合) ※駅前庁舎市民課または浪岡庁舎市民課で転出の届出をした場合は、住民異動届のコピーをお渡しますので、上記のものとおわせて担当課へお持ちください。	可		浪岡庁舎(1階) 健康福祉課 ②-2番窓口 (国保年金チーム) ☎0172-62-1153
	国外へ転出する	当日受付は 転記	52 ②	待機依頼	後期高齢者医療保険料の清算 ○後期高齢者医療被保険者証(持参している場合) ※転出後、国内で本人の代わりに通知書等を受け取る方をお知らせください。 ※駅前庁舎市民課または浪岡庁舎市民課で転出の届出をした場合は、住民異動届のコピーをお渡しますので、担当課へお持ちください。	可	駅前庁舎(1階) 国保医療年金課 ⑧番窓口 (国保税チーム) ☎017-734-5340	
	★限度額適用認定証または 限度額適用・標準負担額 減額認定証をお持ちの方	当日受付 は 転記	53	回収	認定証の返還 ○限度額適用認定証 ○限度額適用・標準負担額減額認定証	可	駅前庁舎(1階) 国保医療年金課 ⑫番窓口 (国保給付チーム) ☎017-734-5343	
★ 特定疾病療養受療証をお持ちの方	当日受付は 転記	54	回収	受療証の返還 ○特定疾病療養受療証	可			
国民年金	国民年金加入者の方(20歳から60歳まで)							
	第3号被保険者で、年金を まだ受給していない		説明	扶養している方の勤務先で手続をしてください。 第3号被保険者・・・厚生年金、共済組合の加入者に扶養されている配偶者			扶養している方の勤務先	
	第1号被保険者で、年金を まだ受給していない		説明	手続きは不要です。 マイナンバーがわかるものをお持ちでない方は、新住所の市区町村へお問い合わせください。 第1号被保険者・・・自営業者、農業者・漁業者、学生および無職の方とその配偶者			駅前庁舎(1階) 国保医療年金課 ⑪番窓口 (国民年金チーム) ☎017-734-5352	浪岡庁舎(1階) 健康福祉課 ②-2番窓口 (国保年金チーム) ☎0172-62-1153

支所等 は、各支所・各情報コーナーでも手続きができます。

No	あてはまる方はいますか?	チェック	職 員 使 用 欄 総合窓口	手続	本人による手続の際に必要なもの (代理人による手続の際には担当課へお問い合わせください。)	よ り 代 理 人 手 続 に し ま し た	く ら い お 手 続 し て お 手 続 し て お 手 続 し て	青森地区の 担当課 (お問い合わせ先)	浪岡地区の 担当課 (お問い合わせ先)		
国民年金・農業者年金	32	国外に転出する第1号被保険者で、年金をまだ受給していない		待機依頼	資格喪失手続 (国民年金被保険者関係届書)	○加入者の年金手帳またはマイナンバーがわかるもの  【任意加入をする場合】 ○加入者の年金手帳またはマイナンバーがわかるもの ○本人又は国内協力者の通帳及び口座届出印 ※駅前庁舎市民課または浪岡庁舎市民課で転出の届出をした場合は、住民異動届のコピーをお渡ししますので、上記のものとおわせて担当課へお持ちください。	可		駅前庁舎(1階) 国保医療年金課 ⑩番窓口 (国民年金チーム) ☎017-734-5352	浪岡庁舎(1階) 健康福祉課 ②-2番窓口 (国保年金チーム) ☎0172-62-1153	
	33	高齢・障害・遺族基礎年金を受給している方 (支給停止中の方を含みます。)		説明	新住所地の年金事務所または市区町村で住所変更の手続をしてください。			新住所地の年金事務所または市区町村			
	34	農業者年金を受給している方または加入している方		説明	新住所地のJA(農業協同組合)で住所変更の手続をしてください。			新住所地のJA			
介護保険	35	介護保険被保険者証をお持ちの方 要介護・要支援認定を受けていない方	当日受付は 転記	55	待機依頼	被保険者証の返還	○介護保険被保険者証  ※駅前庁舎市民課または浪岡庁舎市民課で転出の届出をした場合は、住民異動届のコピーをお渡ししますので、上記のものとおわせて担当課へお持ちください。	可		駅前庁舎(1階) 介護保険課 ⑩番窓口 (介護認定チーム) ☎017-734-2308	
	36	介護保険被保険者証をお持ちの方 要介護・要支援認定を受けている方	当日受付は 転記	56	待機依頼	被保険者証の返還、 負担割合証の返還 および 受給資格証明書の交付手続	○介護保険被保険者証 ○介護保険負担割合証  ※駅前庁舎市民課または浪岡庁舎市民課で転出の届出をした場合は、住民異動届のコピーをお渡ししますので、上記のものとおわせて担当課へお持ちください。	可		負担割合証については、 ⑩番窓口 (給付チーム) ☎017-734-5362	浪岡庁舎(1階) 健康福祉課 ②-4番窓口 (介護保険チーム) ☎0172-62-1134
高齢者福祉	37	★ 高齢者福祉乗車証(いき・粋乗車証)をお持ちの方 ◆市営バス等を乗車1回につき100円でご利用できる乗車証です。	当日受付は 転記	57	回収	乗車証の返還	○高齢者福祉乗車証(いき・粋乗車証)	可		駅前庁舎(1階) 高齢者支援課 ⑩番窓口 (高齢福祉総務チーム) ☎017-734-5326	

支所等 は、各支所・各情報コーナーでも手続きができます。

No	あてはまる方はいますか?	チェック	職員使用欄	説明	手続	本人による手続の際に必要なもの (代理人による手続の際は担当課へお問い合わせください。)	よる 理人 手続に	しま した	お く だ さ い	後 日 手 続 し て	青森地区の 担当課 (お問い合わせ先)	浪岡地区の 担当課 (お問い合わせ先)
38	障がい者手帳をお持ちの方 ◆身体障害者手帳 ◆愛護手帳 ◆精神障害者保健福祉手帳			説明	新住所地で住所変更の手続をしてください。							
39	★市営バスまたはJRバス福祉乗車証をお持ちの方		58	回収	乗車証の返還	○福祉乗車証	可					
40	自立支援医療受給者証をお持ちの方 ◆更生医療 ◆育成医療 <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px; font-size: small;">精神通院医療は受給者証の返還は必要ありません。新住所地で転入の手続をしてください。</div>			担当課	受給者証の返還	○更生医療受給者証または育成医療受給者証	可					
41	特別障害者手当・経過的福祉手当を受給している方			担当課	資格喪失手続 (氏名住所変更届)		可					
42	障害児福祉手当を受給している方			担当課	資格喪失手続 (氏名住所変更届)		可					
43	特別児童扶養手当を受給している保護者・養育者等が転出する、または対象児童が転出する			担当課	住所変更手続 (特別児童扶養手当住所変更届)	○特別児童扶養手当証書 ※保護者・養育者等と対象児童が別住所の場合は担当課にお問い合わせください。	可					
44	青森市福祉タクシー・移送サービス利用券綴をお持ちの方			担当課	利用券綴の返還	○青森市福祉タクシー・移送サービス利用券綴	可					
45	青森市福祉自家用車給油券綴をお持ちの方			担当課	給油券綴の返還	○青森市福祉自家用車給油券綴	可					
46	障害福祉サービス等受給者証をお持ちの方 ◆障害福祉サービス受給者証 ◆療養介護医療受給者証 ◆障害児通所受給者証 ◆肢体不自由児通所医療受給者証			担当課	受給者証の返還	○障害福祉サービス受給者証、療養介護医療受給者証、障害児通所受給者証、肢体不自由児通所医療受給者証のうち、お持ちのものすべて	可					

障がい

駅前庁舎(1階)  
障がい者支援課  
①番窓口  
(相談f-m)  
☎017-734-5319  
☎017-734-2319

浪岡庁舎(1階)  
健康福祉課  
②-3番窓口  
(民生福祉f-m)  
☎0172-62-1113

支所等

は、各支所・各情報コーナーでも手続きができます。

No	あてはまる方はいますか?		チエック	総合窓口 職員使用欄		手続	本人による手続の際に必要なもの (代理人による手続の際には担当課へ お問い合わせください。)	よ代 理人 手続に しま した く だ さ い て	お 手 続 し て	青森地区の 担当課 (お問い合わせ先)	浪岡地区の 担当課 (お問い合わせ先)	
障がい	47	重度心身障害者医療費助成受給者証または受給資格決定通知書をお持ちの方	★ 既に他の市区町村に住んでいる、または受給者証等を返還する	当日受付は転記	59	申・回収	受給者証または受給資格決定通知書の返還 (青森市重度心身障害者医療費受給者証等交付申請事項変更届)	○青森市重度心身障害者医療費受給者証または受給資格決定通知書	可		駅前庁舎(1階) 国保医療年金課 ⑩番窓口 (医療助成チーム) ☎017-734-5345	浪岡庁舎(1階) 健康福祉課 ②-2番窓口 (国保年金チーム) ☎0172-62-1153
	48		★ 転出日前日までの受給者証または受給資格決定通知書の利用を希望する	当日受付は転記	60	申・預かり・待機依頼	受給者証または受給資格決定通知書の修正 (青森市重度心身障害者医療費受給者証等交付申請事項変更届)		可			
0歳から中学生のお子さんがいる方												
子ども	49	子ども医療費助成医療証または国保乳児十割給付医療証を持っている	★ 既に他の市区町村に住んでいる、または医療証を返還する	当日受付は転記	61	申・回収	医療証の返還 (青森市子ども医療費受給者証等交付申請事項変更届)	○青森市子ども医療費助成医療証または青森市国保乳児十割給付医療証	可		駅前庁舎(1階) 国保医療年金課 ⑩番窓口 (医療助成チーム) ☎017-734-5345	浪岡庁舎(1階) 健康福祉課 ②-2番窓口 (国保年金チーム) ☎0172-62-1153
	50		★ 転出日前日までの医療証の利用を希望する	当日受付は転記	62	待機依頼・預かり	医療証の修正 (青森市子ども医療費受給者証等交付申請事項変更届)		可			
			児童手当を受給している公務員				説明	勤務先へ申請をしてください。				受給者の勤務先
	51	児童手当を受給している	★ 児童手当を受給している方および養育している児童全員が転出する	当日受付は転記	63	申	消滅手続 (児童手当・特例給付支給事由消滅届)	なし	可		駅前庁舎(2階) 子育て支援課 ⑩番窓口 (子育て家庭支援チーム) ☎017-734-5334	浪岡庁舎(1階) 健康福祉課 ②-3番窓口 (民生福祉チーム) ☎0172-62-1113
52		上記のいずれにもあてはまらない(受給者のみ、児童のみの転出など)				担当課	状況に応じて必要な手続が異なりますので、担当課へお問い合わせください。	可				
就学前のお子さんがいる方												
53	保育所、幼稚園、認定こども園等を利用している児童が転出する、または保護者が転出する					担当課	退所手続 (保育所等退所届、教育・保育給付認定変更申請書、施設等利用給付認定変更申請書)	○保護者の認印(自署する場合は不要です。)	可		駅前庁舎(2階) 子育て支援課 ⑩番窓口 (入所支援チーム) ☎017-734-5330	浪岡庁舎(1階) 健康福祉課 ②-3番窓口 (民生福祉チーム) ☎0172-62-1113



支所等 は、各支所・各情報コーナーでも手続きができます。

No	あてはまる方はいますか?	チェック	職員 総合窓口 使用欄	手続	本人による手続の際に必要なもの (代理人による手続の際は担当課へ お問い合わせください。)	よ代 理人 手続に しま した く お 手 続 し て 後 日	青森地区の 担当課 (お問い合わせ先)	浪岡地区の 担当課 (お問い合わせ先)	
<b>小学生のお子さんがある方</b>									
54	★ 放課後児童会を利用している児童が転出する、または保護者が転出する	当日受付は 転記	64	裏面	退会手続 (放課後児童会退会届)	なし	可	駅前庁舎(2階) 子育て支援課 ⑩番窓口 (放課後子ども育成チーム) ☎017-734-5348	浪岡庁舎(1階) 健康福祉課 ②-3番窓口 (民生福祉チーム) ☎0172-62-1113
<b>小学生・中学生のお子さんがある方</b>									
55	小・中学校の転校をする			説明	新住所地の市区町村で転校手続をしてください。  ①②いずれも通学していた学校から交付されますので、転校先の学校に提出してください。	①在学証明書 ②教科用図書給与証明書		駅前庁舎(3階) 学務課 ⑤番窓口 (学務チーム) ☎017-718-1414	浪岡庁舎(3階) 浪岡教育課 ⑫番窓口 (学務チーム) ☎0172-62-3003
56	小・中学校の転校をしない			担当課	区域外就学手続 (区域外就学願)  手続は保護者の方に限ります。	○保護者の本人確認書類 ○転出後の住民票の写し	不可		
<b>小児慢性特定疾病医療費助成を受給している方</b>									
57	★ 世帯の全員が転出する	当日受付は 転記	65	申・ 回収	受給者証の返還 (小児慢性特定疾病医療中止届)	○青森市小児慢性特定疾病医療費医療受給者証 (当日返還できない場合は後日担当課あてに 郵送してください。)	可	青森市保健所(1階) あおり親子はぐく みプラザ (総務管理チーム) ☎017-718-2987	浪岡庁舎(1階) 健康福祉課 ②-5番窓口 (健康推進チーム) ☎0172-62-1114
58	保護者が転出する、またはお子さんが転出する			担当課	状況に応じて必要な手続が異なりますので、担当課へお問い合わせください。		可		
<b>ひとり親家庭等に該当している方</b>									
59	★ 既に他の市区町村に住んでいる、または受給資格証を返還する	当日受付は 転記	66	申・ 回収	受給資格証の返還 (青森市ひとり親家庭等医療費受給者等交付申請事項変更届)		可		
60	★ 転出日前日までの受給資格証の利用を希望する	当日受付は 転記	67	待 預 機 か 甲 ・ 依 頼 ・	受給資格証の修正 (青森市ひとり親家庭等医療費受給者等交付申請事項変更届)	○青森市ひとり親家庭等医療費受給資格証	可	駅前庁舎(1階) 国保医療年金課 ⑩番窓口 (医療助成チーム) ☎017-734-5345	浪岡庁舎(1階) 健康福祉課 ②-2番窓口 (国保年金チーム) ☎0172-62-1153
61	受給者の一部が転出する			( 発 券 )	受給資格証の返還 (青森市ひとり親家庭等医療費受給者等交付申請事項変更届)		可		

支所等 は、各支所・各情報コーナーでも手続きができます。

No	あてはまる方はいますか?	チェック	職員 総合窓口 使用欄	手続	本人による手続の際に必要なもの (代理人による手続の際には担当課へ お問い合わせください。)	よ代 る理 手人 続に	し ま 完 了 し た	お く だ さ い 後 日 手 続 し て	青森地区の 担当課 (お問い合わせ先)	浪岡地区の 担当課 (お問い合わせ先)
ひとり親家庭等に該当している方										
子ども	62	児童扶養手当を受給している方が転出する、または養育している児童が転出する		担当課	住所変更手続 (児童扶養手当住所変更届) または 額改定手続 (児童扶養手当額改定届) または 資格喪失手続 (児童扶養手当資格喪失届)	○児童扶養手当証書(手当が支給停止となっている方は不要です。)  転出予定日から14日以内に手続をしてください。	不可		駅前庁舎(2階) 子育て支援課 ⑩番窓口 (子育て家庭支援チーム) ☎017-734-5334	浪岡庁舎(1階) 健康福祉課 ②-3番窓口 (民生福祉チーム) ☎0172-62-1113
	63	青森市母子父子寡婦福祉資金貸付金の借主、連帯借主、連帯保証人		担当課	住所変更手続 (氏名等変更届)	○届出人の認印(自署する場合は不要です。)	可			
その他	64	原動機付自転車、小型特殊自動車の登録をしている方		担当課	名義変更申請 (軽自動車税(種別割)申告(報告)書兼標識交付申請書) または 廃車(ナンバー返納)手続 (軽自動車税(種別割)廃車申告書兼標識返納書)	【名義変更の場合】 ○届出人の本人確認書類(運転免許証等) ○標識交付証明書  【廃車の場合】 ○届出人の本人確認書類(運転免許証等) ○ナンバープレート ○標識交付証明書	可		駅前庁舎(2階) 市民税課 ③番窓口 (諸税チーム) ☎017-734-5192	浪岡庁舎(1階) 納税支援課 ③-2番窓口 (証明チーム) ☎0172-62-1186
	65	霊園を使用している方 ◆三内霊園 ◆月見野霊園 ◆八甲田霊園 ◆浪岡墓園		担当課	住所変更手続 (使用権者住所変更届) および 市内居住者の代理人選定手続 (霊園埋葬場所使用権者代理人届又は代理人を選定できない旨の申請書)	なし	可		駅前庁舎(4階) 生活安心課 ①番窓口 (霊園管理運営チーム) ☎017-734-5277	浪岡庁舎(1階) 市民課 ①番窓口向かい (生活環境チーム) ☎0172-62-1140
	66	市営住宅を退去する方		担当課	同居の方全員分の退去手続 (市営住宅返還届) または 一部の方の退去手続 (市営住宅同居親族異動届)	○世帯主と転出者の認印(同一の氏(姓)の場合は一つの認印でかまいません。) ※このほか、必要なものがある場合がありますので、詳しくはお問い合わせください。	可		駅前庁舎(3階) ⑩番窓口 市営住宅指定管理者 協同組合タッケン ☎017-734-2381	浪岡庁舎(3階) 市営住宅指定管理者 (有)皆成建設 ☎0172-62-1167
	67	犬の登録をしている方		説明	新住所地での登録事項変更手続	○犬の鑑札 ○狂犬病予防注射のお知らせハガキ ※以上のうちいずれか一つを持参し、新住所地の市区町村で手続をしてください。			青森市保健所 (別館1階) 生活衛生課 (生活環境衛生チーム) ☎017-765-5288	浪岡庁舎(1階) 市民課 ①番窓口向かい (生活環境チーム) ☎0172-62-1140
68	水道の使用について		説明	料金を精算しますので、引越しの3~4日前までに担当課へ電話でお知らせください。(住所、氏名、領収書等に記載されている「お客さま番号」等が必要です。)		可		企業局水道部本庁舎 (1階) 水道部営業課 (検針チーム) ☎017-734-4281	浪岡庁舎(1階) 上下水道課 ⑤番窓口 (水道チーム) ☎0172-62-1143	

支所等 は、各支所・各情報コーナーでも手続きができます。

No	あてはまる方はいますか?	チェック	職員使用欄 総合窓口	手続	本人による手続の際に必要なもの (代理人による手続の際には担当課へお問い合わせください。)	よ代 る理 手人 続に	しま 了 し た	お 手 続 し て 後 日	青森地区の 担当課 (お問い合わせ先)	浪岡地区の 担当課 (お問い合わせ先)
									アウガ (6~8階) 市民図書館 ☎017-776-2455 各市民センターおよび浪岡中央公民館でも お手続きできます。	
その他	69	市民図書館の利用者カードをお持ちの方		担当課	利用者カードの返還	○利用者カード	可		アウガ (6~8階) 市民図書館 ☎017-776-2455 各市民センターおよび浪岡中央公民館でも お手続きできます。	
	70	浄化槽を使用している方		担当課	浄化槽の管理者が転出される場合は、担当課へお問い合わせください。		可		駅前庁舎 (3階) 廃棄物対策課 ⑬番窓口 (廃棄物対策チーム) ☎017-718-1086 FAX : 017-718-1166	

《ご注意ください》

- ・「本人による手続の際に必要なもの」欄に「○マイナンバーがわかるものと本人確認書類」の記載がある手続は、以下のものを提示の上、申請・届出書等にマイナンバー（12桁の個人番号）の記入が必要となります。（手続によっては以下の例によらない場合もありますので、詳しくは担当課へお問い合わせください。）ただし、持参していない場合でも、手続をすることができる場合がありますので、詳しくは担当課へお問い合わせください。

マイナンバーの確認に必要なもの

A 番号確認に必要なもの

- マイナンバーカード
- 通知カード（令和2年5月25日以降も、氏名住所等が住民票に記載されている事項と一致している場合は、マイナンバーを証明する書類として使用できます。）
- 個人番号通知書など



B 本人の身元確認に必要なもの(本人確認書類)

- マイナンバーカード
- 官公署等から発行された顔写真付きの証明書（運転免許証、パスポート、障がい者手帳など）
- 次の書類のうち2種類を提示（・公的医療保険の被保険者証 ・国民年金手帳 ・児童扶養手当証書 ・特別児童扶養手当証書 ・官公署等から発行された（A）氏名、（B）住所または生年月日が記された書類）

《各窓口の受付時間》

- ・駅前庁舎市民課(総合窓口)（平日 8:30~18:00）※土曜日・第二日曜日(9:00~17:00)は各種証明書の発行、印鑑登録、戸籍届書の預かり(受理決定は翌平日の開庁日となります)、マイナンバーカードの交付(事前予約が必要)のみ行っています。
- ・浪岡庁舎市民課（平日 8:30~18:00）※土曜日(9:00~17:00)は各種証明書の発行、印鑑登録、戸籍届書の預かり(受理決定は翌平日の開庁日となります)のみ行っています。
- ・支所(浜館、奥内、原別、後潟、野内)、情報コーナー(中央、柳川、西部、油川、荒川、横内、東岳、高田)（平日 8:30~17:00）

※いずれの窓口も年末年始(12月29日~翌年1月3日)はお休みです。

※駅前庁舎と浪岡庁舎は、引越しに伴う各種手続のため、3月下旬から4月上旬の土・日曜日にも各窓口を開設します。開設する窓口及び開設日は年度により異なりますので、詳しくはお問い合わせいただくか、青森市ホームページをご参照ください。